

令和6年度 球磨村簡易水道水質検査計画



球磨村役場 建設課

1. 基本方針

本村の簡易水道は、水道法に基づき水質基準に適合した、安心安全な水を保障するもので、水質管理において重要なことです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するため、検査項目・検査頻度・検査箇所等を定めたものです。

(1) 水質検査地点

水質検査は、水道法で義務付けられ、給水栓(蛇口)で行います。

その他、各水源池において原水の検査を行います。

(2) 水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目(51項目)について、検査をすることとなり検査頻度は、項目によっては、過去の検査結果から給水栓の水が常に安定して良好であり水質基準を満足している場合、検査頻度を緩和することができるとされています。

(3) 水質検査頻度

水道法に基づき、色及び濁り・残留塩素等の検査は、給水栓で1日1回行います。

水道法で義務付けされている水質検査基準は、これまでの検査結果より、省略することができる項目についても安全であることを確認するため、すべての項目を最低1年1回行い、この検査は、厚生労働省登録の水質検査登録機関に委託します。詳細な検査頻度については、「表1 水質基準項目検査」のとおり行います。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業の沿革

本村簡易水道事業は、これまで4地区の簡易水道事業を統合し、平成28年4月より「球磨村簡易水道事業」として管理運営しています。

(2) 施設の概要

① 渡配水区

② 内布配水区

③ 一勝地配水区

④ 三ヶ浦配水区

(3) 水道原水及び水道水の状況

水道原水及び水道水における汚染の原因、水質管理上優先すべき対象項目は次のとおりです。

区 分	薬品・資機材の使用状況	汚染の要因	水質管理上の優先項目
原 水 (水源 ~ 浄水場取水口)	_____	降雨時による濁土上昇 肥料、排水等の流入 突発的水質事故	濁土、有機物(TOC) 病原性微生物(クリプト) 硝酸態窒素、亜硝酸態窒素
浄水工程 (浄水場取水口 ~給水栓)	_____	消毒副生成物	消毒副生成物(11項目) 残留塩素(消毒の残留効果)

(4) 水質検査の基本方針

水源の特徴及び水質管理において留意すべき事項を踏まえ、本村の水質検査基本計画を策定しました。

- ① 検査地点 浄水は、水質基準が適用される蛇口、原水は浄水場の入口とします。
- ② 検査項目 水道法で検査が義務付けられている水質検査基準項目51項目は、過去の検査結果による検査頻度の省略項目を除いて、季節変動を考慮し、1年間の水質変化を確認するため、年1回実施し水道水の安全性を保証します。
- ③ 原水検査 消毒副生成物を除いた40項目の検査を年1回行います。また、原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を随時実施します。

(5) 水質項目及び検査頻度

- ① 毎日検査 1日1回、給水区域内の給水栓において色・濁り・残留塩素の検査を行います。
- ② 毎月検査 1ヶ月に1回、給水栓において水質変化の指標となる9項目について検査を行います。
- ③ 水質基準項目 3ヶ月に1回、給水栓において水質基準項目(省略不可22項目)について水質検査を行います。うち1回は51項目(省略項目含)を行います。
- ④ 原水検査 消毒副生物を除いた40項目の水質検査を行います。
- ⑤ 指標菌検査 クリプトスポリジウム(病原微生物)の指標である指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を随時行います。
- ⑥ クリプトスポリジウム検査 指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)が検出された場合に実施します。
- ⑦ PFOS・PFOA 年に2箇所、原水による検査を行います。

(6) 水質検査採水地点

給水栓は給水区域の中央箇所、原水は水源池取水入口で採水します。

(7) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなどの変化があったとき。
- ② 臭気等に著しい変化が生じるなどの変化があったとき。
- ③ その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(8) 水質検査の方法と委託内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、①全項目を自社分析できる検査機関 ②臨時検査では、少なくとも3日で検査結果が出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

本年度は、見積書を徴収のうえ、最低見積者と契約を締結する予定です。

(9) 水質管理において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果を行い、水質の安全性を判定し評価を行います。また、原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は過去の検査結果を考慮して、毎年見直します。
- ③ 検査計画外の項目については、必要に応じて実施します。

3. お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を提供するため、村は水質検査計画と検査結果を公表し、利用者の皆様からのご意見をいただいて検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる簡易水道をめざします。皆様からのご意見をいただければ幸いです。